

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案要綱

第一 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正

- 1 災害弔慰金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

(災害弔慰金の支給等に関する法律第五条の二第二項関係)

- 2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。

(災害弔慰金の支給等に関する法律第五条の二第二項関係)

- 3 災害障害見舞金についても、1及び2と同様とすること。

(災害弔慰金の支給等に関する法律第九条において準用する同法第五条の二関係)

第二 被災者生活再建支援法の一部改正

- 1 被災者生活再建支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

(被災者生活再建支援法第二十条の二第二項関係)

2 被災者生活再建支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。

(被災者生活再建支援法第二十条の二第二項関係)

第三 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 経過措置

1 第一は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用するものとする。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げないものとする。

(附則第二項関係)

2 第二は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用するものとする。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げないものとする。

(附則第三項関係)

三 検討

1 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であつて、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする事。

(附則第四項関係)

2 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となつた者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする事。

(附則第五項関係)